規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―三―四〇

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員福祉課の所掌事務等） **第二十条**　（略） 2　職員福祉課に、勤務時間調査・指導室及び健康安全対策推進室を置く。 3　前項の各室に、室長を置く。 4　勤務時間調査・指導室は第一項第三号に掲げる事務のうち勤務時間及び休日に関する基準の遵守に係る調査及び指導に関する事務を、健康安全対策推進室は同項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。	（職員福祉課の所掌事務等） **第二十条**　（略） 2　職員福祉課に、健康安全対策推進室を置く。 3　健康安全対策推進室に、室長を置く。 4　健康安全対策推進室は、第一項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―一四―一六

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十七人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十六人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―七二

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） **第二十五条**　補償法第十二条ただし書の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	（休業補償を行わない場合） **第二十五条**　補償法第十二条ただし書の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合